

規制の事後評価書

法令の名称：金融商品取引業等に関する内閣府令

規制の名称：ダークプール取引の透明化等に向けた対応

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：令和8年2月5日

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

規制導入当時、我が国におけるダークプール取引のマーケットシェアは5%程度（私設取引システムを利用した取引とほぼ同程度の割合）であり、ここ数年を見ても大きく伸びているわけではないが、一方で、ネット証券会社が個人投資家向けダークプールの提供に参入するなど、個人投資家への間口が広がってきていた。

個人投資家向けダークプールの提供拡大が見込まれる中で、何ら規制のないままでは、個人投資家に不利益が発生した場合の実態把握や対応が困難であるほか、ダークプール取引はもともと機関投資家を対象とした取引方法であったところ、個人投資家が十分な理解のないままにダークプールを利用してしまっておそれがあった。

こうした状況を踏まえ、投資家保護の観点から、ダークプール取引の透明化等に向けた対応を行ったところである。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

■おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

想定を設定していないが、対応の変更は不要

想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
ダークプール取引の 透明性確保による投 資者保護	事前評価時	顧客からの注文をダークプールに回送する金融商品取引業者等（以下「ダークプール回送者」という。）に対し、①ダークプールへの回送条件・運営情報の説明、②価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管を義務付けることにより、ダークプール取引の透明性を確保し、投資者保護が図られると想定された。
	事後評価時	本規制の見直し以降、ダークプール回送者（令和7年12月末時点において約20社）に対しては、社内取引システムを運営する者に関する情報及び他の取引参加者の概要等を顧客に対し分かりやすく説明すること等を求めるとともに、必要に応じて資料徴求、ヒアリング等の実施などの監督上の措置が講じられることにより、ダークプール取引の透明性の確保による投資者保護に一定の効果があつたと考えられる（本規制の見直し後、ダークプール回送者による上記①・②の違反は令和7年12月末時点で見受けられていない。）。このほか、ダークプール回送者に対し、自主規制機関である日本証券業協会とも連携してモニタリングを実施している。これらの措置を通じて、投資者保護やダークプール取引の透明化を図ることができたと考えられる。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
人員・体制の配置やシステム整備等に要する費用	事前評価時	ダークプール回送者（第19回市場ワーキング・グループ開催時点において約20社）において、顧客説明等の適正な遂行に係る追加的な人員・体制の配置に係る費用、ダークプールにおける対当状況等の記録・保管に係るシステム整備費用等が発生すると想定されていた。
	事後評価時	ダークプール回送者は約20社であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないものと考えられる。

■ 行政費用

		算出方法と数値
検査・監督に伴う費用	事前評価時	国において、ダークプール回送者が適切に顧客説明をしているか、ダークプールにおける対当状況を適切に記録・保管しているか検証するための検査・監督に伴う費用が発生すると想定されていた。
	事後評価時	ダークプール回送者は約20社であるが、該当する事業者に対しては、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等に基づき、適正にモニタリングが行われており、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないものと考えられる。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
—	事前評価時	—
	事後評価時	—

■その他の負担

—

3 考察

規制の見直しにより過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、ダークプール回送者に対して、ダークプールへの回送条件や運営情報の説明を求め、また、顧客がより有利な価格で取引を行うことを主な目的として社内取引システムを用いた取引を行う場合、当該社内取引システムを利用したことによる個々の取引に係る価格改善の実効性の確保に向けた情報等を、顧客に対し分かりやすく説明することを求めるなど、投資者保護を確保することに一定の効果があったと考えられ、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現しているものと考えられる。

引き続き、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響などを注視しつつ、今後も必要に応じて見直しを検討していく。